

○厚生労働省告示第二百九十五号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第九項及び第十項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品（平成十五年厚生労働省告示第二百九号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年九月十二日

厚生労働大臣 田村 憲久

別表第1の1中(38)を次のように改める。

(38) 解凍人赤血球液

別表第1の1中(109)を次のように改める。

(109) 洗浄人赤血球液

別表第1の1中(148)を削り、(149)を(148)とし、(150)から(158)までを(149)から(157)までとし、(157)を次のように改める。

(157) 人赤血球液

別表第1の1中(159)を(158)とし、(160)から(196)までを(159)から(195)までとする。

別表第2の1中(3)を次のように改める。

(3) 解凍人赤血球液

別表第2の1中(30)を次のように改める。

(30) 洗淨人赤血球液

別表第2の1中(35)を削り、(36)を(35)とし、(37)から(40)までを(36)から(39)までとし、(39)を次のように改める。

(39) 人赤血球液

別表第2の1中(41)を(40)とし、(42)から(52)までを(41)から(51)までとする。